| | | 「国と地力の励識」の | 7417 C F | - G 0 7 1 | C/C > /, - | | | | | | | | 作来工しる |
|-----------------------|----|--|---|-------------------------|---|--------|-------------|----------------------------------|---|---|------|--|-------|
| | 敕珊 | | | | T | (A-1:# | 指定自治体 | 本の提案ど | 【最終】担当省庁の見解 5り総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可 能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討) | 【最終】指定自治体の回答 (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他) | 省庁の | 内閣府(事務局) | 内閣府 |
| 総合特区名 | 番号 | 提案事項の具体的内容 | 提案事項名 | 担当省庁担当課 | 根拠法令 | 対応 | 実施時期 | スケ ジュール | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など 対 「対 「対 」 | 理由等 | 最新見解 | 再整理(コメント欄) | 再整理 |
| 関西イノベーション国際戦略総合 特区 | 67 | 現行の制度に加え、新たに臨床試験開始段階から治験まで 一元的に管理し、臨床データを治験段階で活用することを認 める制度を構築する(現行動性と新制度のいずれを利用す るかは研究者、製薬企業側が選択可能)。 すた、早期探索的臨床試験組点に指定された国立循環器病 研究センター、大阪大学で実施された早期探索的臨床試験 (マイクロトーズ等)を経て、特区内の医機関で実施となる 臨床試験については、一定の条件を付した上で、そのデータ を治験段階で活用することを認める特例措置を設ける。 | たものについて臨床試験で得られるデータを 治験段階で活用することを認める制度の構築 (既存制度との選択 | 厚生労働省 医薬食品局 | 薬事法 | D | - | - | 質が高く、国際的雑誌に論文が掲載された臨床研究のデータを薬事承認に活用することは現在でも可能である。なお、臨床研究の データを楽事承認に活用するにあたっては、臨床研究の質の担保が必要不可欠であると考えている。 d | 担当省庁の見解として示された内容は、公知申請(注)のことを指していると思われるが、公知申請の対象は、国内で既に承認された医薬品に限定されている。本提案の対象は、新薬はもとより、医療機器、再生医療や細胞治療等の先進医療技術であり、現行制度では対応できないものと考える。このため、担当省庁の見解にある「臨床研究のデータを薬事承認に活用するにあたっては、臨床研究の質の担保が必要不可欠」との共通認識のもと、「質の担保」を確保するための必要な条件について、国と継続協議させていただきたい。 注)公知申請 効能又は効果等が医学薬学上公知であるとして、臨床試験の全部または一部を新たに実施することなく行う医薬品(効能・効果追加等)の承認申請。 | D | 高波体が悪望する「冷熱以外の風度研究」(公知申請:係る もの以外のもかも含む。)から得られたデータを選挙承認の 審者に活明さることについて、「観音研究の官の目録と発 不可欠」という双方の共通認識の下、「質の担保」を確保する ために必要な条件、方策等について引き続き協議。 | п |
| 関西イノベーション国際戦略総合特区 | 68 | 特区内で申請される幹細胞を用いた再生医療等特定分野の 4 高度医療に関し、実施医療機関の要件も含め、その評価を 特区内の自治体が設ける第三者審査機関が行うこととする。 | 高度医療に関する権 限委譲 | 開発振興課 | 政発第0331021号) | Z | - | - | ○我が国の医療保険制度は、国民皆保険の理念の下、必要かつ適切な医療については、原則として保険診療により、かつ、一定の自己負担で、受けられることを基本としています。一方で、現在、①・いわゆる差額ペッド等の患者の自由な選択に係るもの(選定療養)や② 先進的な医療技術や治験など、得来の保険給付の対象とするべきかるかについて評価を行うことが必要なもの(評価療養)を)こいでは、保険診療と保険外診療と関係の特用を認め、込趣的な部分については保険的付の対象としてころで。利用が認められているもののうち、先進医療制度は、保険医療機関から申請のあった先進的な医療技術について、安全性や有効性等について専門家による検討を経て、保険診療との併用を認めているところです。根用が認められているもののうち、先進医療制度は、保険医療機関から申請のあった先進的な医療技術について、安全性や有効性等について専門家による検討を経て、保険診療と同様用を認めているところであり、業事法との未承認又は適応外使用である医薬品スは医療機器の使用を伴かない医療技術である第三項先進医療が完全していることころであり、要事法の承認とは医療機器の使用をといるの申請に基づき、医療技術としての安全性・有効性等について先進医療専門家会議等において評価が行われる必要があると考えます。 ○高度医療評価制度とは、薬事法の承認等が得られているい医薬は多数を持ち、医療機器の使用を伴う洗剤のは原教技術をつつな、医学医療の高度化やこれらの医療技術を安全かつ低い負担で受けたいという患者のニーズに対応するため、これらの医療技術のうち、この要件の下に行われるものについて、当該医療技術を「会していと思考として認め、先進医療の一類型として保険診療と併用ができることとし、某事法による申請等に繋がら科学が背面である一条の関係と作るのようと目的としていました。として、高度医療評価制度においては、薬事法未承認の医療機器等の使用を伴うものも別、有効性を受けていることを性の研究を性の対しては、対して観に議論を行ったとで、厚生労働とたが対しませんではあいて、保険診療との併用を認め、保険診療と保険が診療の併用を安易に拡大することは、患者死亡、重度の障害等の重大な事態を生じる可能性を高める研究を持ていて、医療上の必要性の高い抗が心剤を用いた技術に関しては、外部機関での評価をものとしまた、先進医療の実施において、医療上の必要性の高い抗が心剤を用いた技術に関しては、外部機関での評価を生じることを検討しています。これた同じを組みを再を使の高い抗が心剤と用いた技術に関しては、外部機関での評価を生が医ので適切に行えるという実績を示していたださとが必要と考えます。再生医療に関する特区内での中央IPBの運用などで実績を示していてととも自治体関でまずに使用が高されただけにと考えます。 | iPS細胞・ES細胞を用いた再生医療等、新規性が高く倫理上の問題が大きい 医療技術については、引き続き国において安全性・有効性に関する審査を行 う一方、自己細胞を用いた再生医療等については特成が設ける第三者機関に 審査権限を委譲するなど、医療技術のレベルに応じた役割分担により、制度 全体の効率化・迅速化を図ることが可能であると考える。 幹細胞を用いた再生医療の安全性・有効性の審査を本特区において一体的 に実施するため、特区ので再生医療等に関する中央形ような仕機みをつく り、適切に適用し実績を積み上げ、権限委譲につなげてまいりたい、責省にお かれても当該権限の委譲について引き続き検討していただくようお願いした い。 | Z | 自治体が要望する高度医療に関する権限受験について、まずは自治体側が中央17日のような体制構造ができるか検討を行うとない。その簡単も簡単を100円であった。120円である場合を20円であった。120円である。120円で | П |
| 関西イノベーション国際戦略総合 特区 | 68 | 特区内で行われるヒト幹細胞を用いた臨床研究については、特区内の自治体が設ける第三者審査機関がその安全性、有効性等の確認を行った上で実施の許可を行うこととする。 | ヒト幹細胞を用いた臨 床研究の実施にかか る手続の特例 | 厚生労働省 医政局研究 開発振興課 | ヒト幹細胞を用いる臨床 研究に関する指針(平成 18年7月3日 平成22年 11月1日全部改正) | Ž Z | - | - | 厚生労働省は権限委譲を目指すための枠組みや工夫の余地について検討し、指定自治体側はニーズの確認や中央IRBなどの努力を行い、双方で検討を進めることで合意。 | IPS細胞・ES細胞を用いた再生医療等、新規性が高く倫理上の問題が大きい 医療技術については、引き続き国において安全性・有効性に関する審査を行 う一方、自己細胞を用いた再生医療等については特区が設ける第三者機関に 審査権限を受譲するだと、医療技術のレバルに応じた役割分担により、制度 全体の効率化・迅速化を図ることが可能であると考える。 特細胞を用いた再生医療の安全性・有効性の審査を未特区において一体的 に実施するため、特区内で再生医療等に関する中央PRBような仕組みをつく り、適切に適用し実績を積み上げ、権限要譲につなげてまいがたい。貴省にお かれても当該権限の委譲について引き続き検討していただくようお願いした い。 | Z | 自治体が変望する「たけ幹細胞を用いた臨床研究の実施にか かる手数の特例について、まずは自治体側が中央IREのよ 文体材料度ができる小検討を行うともに、その結果を表 えつつ、原生労働省は特配における審査員会実施のため の特組みやエスの参加などにおける審査員会実施のため の特組かやエスの参加などにない、実現の可否を含め、国と地方の双方の合意の下、引き続き 協議を行うこと。 | п |
| 関西イノベーション国際戦略総合特区 | 71 | 実験協力者の許諾と一定の安全性を条件に、開発中の医療 介護ロボットの使用を認めるエリアを設定し、医療介護ロボットの「安全性、有効性等のための評価基準」策定に向けた実 証の場とする。 また、医療介護ロボットのうち医療機器に該当するものにつ いては、業事承認のための評価基準策定に向けた実証の場 とする。 | 基準束正に回げた美 転 | 経済産業省産業機械課 | - | С | 平成26年 4月 | 25年度に生 活支援ロ ボット実用 化プロジェ | 経済産業省の実施している「生活支援ロボット実用化プロジェクト」では、生活空間で人と接して稼働するサービスロボットの安全性について国際標準化を推進し、策定された国際標準に基づいた安全認証体制の構築を目的として、事業を行っている。この安全認証は、生活空間でロボットが安全に稼働するための1つ 起準になることから、提案の中のロボット実証場所となる医療福祉施設が安全性を考慮する際、判断基準として有効と考えられる。また、提案者との会合で例示されたロボットを開発する企業は、正に本プロジェクトに参加し、安全検証手法の開発を行ってるところ。本プロジェクトを積極的に活用いただくことで、実証の場が形成されると考えている。 | ・経済産業省の「生活支援ロボット実用化プロジェクト」には、現在提案している特区事業の主な実施者である企業が参加しており、お示しのご意見について了解していること、特区内に他し医機構器や介護機器に該当する機器を行発開発している企業等の製品のプロトタイプが完成するのが1425年度以降になることなどを踏まえ、優先協議項目から取り下げる。なお、介護ロボット等の生活支援ロボットについて、今後新たな製品開発をめざし特区事業として参画してくる企業が現れてきた場合には、同プロジェクトの活用、参加が必要となることが想定されるので、その際には改めてご相談、ご協力をお願いしたい。 | С | 要望の実限に向けて、指定自治体側は医療介護ロボットの 実用化を進めること。 なお、新たな製品開発をめざし特区事業として参画してくる企 素が現れた場合には、経済産業者が相談に応じること。 | I |
| 関西イノベーション国際戦略総合 特区 | 72 | 特区内の医療法第30条の4第7項に基づく特定の病床等、特 に臨床開発にかかる病床については、2次医療圏に対しる 2、医療計画上の基準病床製に含めないこととする。ただし、そ の設置許可にあたつては、地域の医師会及び医療機関の意 見を導重することとする。 | 臨床開発にかかる病 床規制の手続簡素化 | 厚生労働省 医政局指導 課 | 医療法(昭和23年法律 第 第05号)第30条の4第項 生政法施行令(昭和23 4年就法施行令(昭和23 4年第326号)第5条の3及 以第5条の4 23年 度捷法施行規則(昭和 23年 生生省令第50号)第30 条の 32の2第1項 | | - | | 特例病床の協議について、既存制度の弾力的な道用によって御要望に沿った対応が可能かどうか、更に詳細な計画内容をお示し いただき、できるだけ速やかに検討していきたい。 b | 高度専門医療分野に特化した医療機関の集積により、新しい医療技術の開発 や国際医療交流を通じた人材育成を行う「メディカルクラスター」の形成推進の ため、引き続き協議・検討していただくようお願いしたい。 | F | 自治体が要望する「臨床開発」こかかる病族規制の手続簡素 化ガニンいで、自治格は更な各種組成業案内等を基金に示 し、それを動い提案が実現するよう引き続き協議を行うこと | п |
| 関西イノベーション国際戦略総合特区 | 75 | ① 超電導ケーブルの取扱については冷凍保安規則を適用する。また、冷凍保安規則第9条第2号における「一日に一回以上当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を監視し」と「透陽監視による終日無、運転を可能とする。」では、② 一般高圧ガス保安規則が適用される場合は、第6条第2項第4号における「一日に一回以上製造をする高圧ガスの程類及び製造設備の販車が設定について直接しずる。第6条第2項第4号における「一日に一回以上製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の影神に応じ頻繁に製造設備の作動状況について監視を行び、運搬を開発している。第6条第2、20条項を開発しまる。第6条第2、20条項を開発している。第6条第2、20条項を開発している。第6条項を開発していて調度を行ったと、製造機の下動状況について監視を行れた従業員の単位ごと」を適用除分とし、また同規則第76条における保安保険」における保安保険」による「製造機及び製造の方法についての監視を行うこと」は「製造機及の影響の方法についての監視を行うこと」とすることで、遠隔監視による終日無人運転を可能とする。 | 管理に関する規制緩 | 全・保安院 | 一般高圧ガス保安規則 第6条第項第4号、第66 条2項 第70条、冷凍保安規則 第9条第2号、関係例示 基準 | D | | - | 御提案の超伝導設備については、液体窒素循環設備は一般高圧ガス保安規則が適用される高圧ガス製造設備であり、ヘリウムを用いる冷凍機は、高圧ガス製造設備を冷却するための附属冷凍であるため、一般高圧ガス保安規則が適用されることとなる。これらの設備の点検の方法として、一般高圧ガス保安規則第6条第2項第4号において異常のあるときに設備補格をの他の危険を防止する措置を課しるための最後の頻度が方法として、一日に一回以上製造をする高圧ガス保安規則関係例本基準の49項 信託がて、製造設備等を内面表に、設備の分が法として、一日に一回以上製造をする高圧ガスの程類処理とは登積の部様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し」としており、より具体的な点検内容として一般高圧ガス保安規則関係例本基準の49項 「たおいて、保安係員の職務として「製造能設及び製造の方法についての巡視及び点検を行うこと」が掲げられており、これらの巡視及び点検はまでは関係の選供を構定といてのみが確認できる事項と考えるため、遠隔監視は、現場状況の把握の補完的な効果は認かられるが、点検の方法としては不十分である。ただし、一般高圧ガス保安規則第6余第2項第4号の点検及び第66条第2項の保安係員の選任基準については、同規則第99条の大臣特認制度の対象となっているため、現場で点検する場合や、保安係員を交替制のために編成された従業員の単位ごとに選任する場合と同等以上に安全性を確保できる体制等を検討の上、本制度を活用いただきたい。今回の自治体からの回答により、超伝導設備の適用方法及び安全対策について再度整理・検討を行うことが示された。この検討結果を踏まえ、まずは大臣特認での対応を検討していただきたい。 | 当該事業は特区として早期の事業化が求められていることから、これまで提示できていない高圧ガスの製造の運用方法及び安全対策等について再度整理、検討を行い、その結果を踏まえ、大臣特認に限らず、超電導を前提とした高圧ガスの取り扱いに関する対応の方向性の明値化を求め、継続に「協議していきたいと考えている。なお、実界においては、「低温工学・超電導学会」内に「環境・安全委員会」を設置し、冷凍機等の専門家を交えて業界としての実用化に向けた運用方法や安全性等の技術検討を始めており、その更見も踏またいと考えてよいと考えていまった。また、内閣府見解においても、現行法令で対応することは困難であり、超伝導を前提とした高圧ガスの取り扱いに関する対応の方向性の明確化について協議を続けていくとの方向性が示されていることからも、規制緩和の実現に向けた前向きな対応をお願いしたい。 | D | 自治体が悪望する「組伝導を前接とした裏圧が入の取扱いに の対象の方向性の研察しについて、自治体剤は薬は 対え製金の原理が表象が吸が消失を検討 があるとなった。 対象を含まれた。 対象を含まな もな。 と、 を、 を、 を、 を、 を、 と、 を、 を、 と、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 | П |

| | | 「国と地力の励識」の和来を始まん | | | 恢氏さ |
|---------------------------|------|---|---|--------------------------|-----|
| | *** | | 自治体記載欄 | | |
| 総合特区名 | 整理番号 | カ)「国と地方の協議」終了後の進捗状況 | キ)各省庁との協議状況 | ク)協議の終了時期 | ※備考 |
| 関西石/バーション国際戦略総合 特区 | 677 | 地方側も担当省庁も、臨床研究の「質の担保」を確保するための必要な条件等については、ICH-GCPに準拠した手続きを行う点では、見解は一致している。 ただ、ICH-GCPに準拠した手続きを担保する方策として、地方側は特区内の一定の条件をクリアした臨床研究データを薬事申請に活用できるような方策を求めているのに対し担当省庁は、臨床研究の「質の担保」については個別の臨床研究ごとに確認するものであることを説明した。 なお地方側は、「国と地方の協議」を踏まえ、個別の臨床研究ごとに確認できる「関西先進医療会議(仮称)」を設置し、当該第三者機関による審査を臨床研究の「質の担保」の確保策として検討しているところ。 | 地方側で第三者機関の審査方式による「質の担保」を確保するための条件や方法等に関する検討が進み次第、厚労省と協議を再開する予定。 | 平成25年3月頃 | |
| 関西イノベーション国際戦略総合特区 | 684 | 関西の知見・ネットワークを活かした中央IRBを構築するため、関西イノベーション国際戦略総合特区内に設置したライフ分野専門部会(部会長:本庶佑(京都大学大学院医学研究和客員教授))等で議論・検討中。 | 5 関西イノベーション国際戦略総合特区内での議論・検討を踏まえた中央IRBの体制構築・ 運用を進めながら、引き続き協議してまいりたい。 | 平成27年3月中 | |
| 関西イノベーション国際戦略総合 特区 | 685 | 関西の知見・ネットワークを活かした中央IRBを構築するため、関西イノベーション国際戦略総合特区内に設置したライフ分野専門部会(部会長:本庶佑(京都大学大学院医学研究和客員教授))等で議論・検討中。 | B関西イノベーション国際戦略総合特区内での議論・検討を踏まえた中央IRBの体制構築・ 運用を進めながら、引き続き協議してまいりたい。 | 平成27年3月中 | |
| 関西イノベーション国際戦略総合特区 | 717 | 現時点では新たに協議をする必要性なし。 | 3月1日の対面協議で方向性が見えたため、特に協議はしていない。 | <u>-</u> | |
| 関西イノベーショ ン国際戦略総合 特区 | 722 | さらなる詳細な提案内容等について関係機関と検討・調整中。 | 関係機関と調整し、詳細な提案内容を整理したうえで改めて協議をすすめてまいりたい。 | 平成26年3月中を目途に関係機 関との調整 | |
| 関西イノベーション国際戦略総合特区 | 757 | 「低温工学・超電導学会」内において「環境・安全委員会」を設置し、冷凍機等の専門家を交えて業界としての実用化に向けた運用方法や安全性等の技術検討を始めている。 その委員会の情報を収集しつつ、事業主体者と高圧ガスの製造の運用方法及び安全対策等について、整理・検討中である。 | 「超伝導を前提とした高圧ガスの取扱に関する対応の方向性の明確化」について、超伝導 設備の運用方法及び安全対策について整理・検討を行い、引き続き協議を行っていてと で確認している。 | 平成26年3月頃 | |

| | 「国と地力の協議」の | ンキュイト | 15 O | /_ / a - | . , , | | | | | | | 休丸る |
|-------------------|---|--|---|--|-----------|--------------|---|----|---|----------|---|-----|
| * | W 100 | | | | (A-1:指定自剂 | 台体の提案ど | 【最終】担当省庁の見解 おり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討) | (| 【最終】指定自治体の回答 (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他) | 省庁の | 内閣府(事務局) | 内閣府 |
| 総合特区名 | を理 接寄項の具体的内容 | 提案事項名 | 担当省庁担当課 | 根拠法令 | 対応実施時期 | 寺 スケ ジュール | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など | 対応 | 理由等 | 最新見解 | 再整理(コメント欄) | 再整理 |
| 関西イノベーション国際戦略総合特区 | 下水の直接熱利用のための熱交換機および取水と下水道への流入に関して工作物その他物件の設置を許可する。 約762 可る基準は都市再生料別措置法信令等の一部を分割ない。 する政令「郭4条(公共下水道管理者の許可に係る基準)よび第5条(公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入することができる物)に準する。 | 設への行為の制限の | 水管理·国 C 土保全局 下 M | D下水道法策24条3項 都市再生特別措置法 能行令等の一部を改正 る政令第4条、第5条 | z - | - | 平成24年3月1日(木)の実務者レベル打合せの際、大阪市から「〇具体的な事業の実施にあたっては、今年度策定する映洲スマートコミュニティの実施計画をもとに、3月中旬に事業者募集を予定しており、事業主体及び事業内容については4月当初に固まる予定である。 ○現在総計中の事業内容には、未利用エネルギーである生下水の利用に主眼を置いており、直接熱利用に加えて、小型バイオマス発電といった。新たな技術開発も型定している。 ○これらを含むシステム全体としての処理手法としては、公共下水への再放流や固形化処理など、様々な可能性が考えられることから、今回の提案と都市再生特措法のスキームとの整合性等については、継続した協議をお願いしたい。」との提案をいただいたところであり、継続して協議してまいりたい。 | a | 当該事業については、5月末より事業主体者を募集し、早期に事業内容を固める予定である。その段階で、事業実現に向け、都市再生特措法のスキームとの整合性等について協議をお願いしたい。 | Z | 指定自治体が要望する「公共公共 下水道の排水施設への行為の制限 緩和」について、6月の早い時期(P) を自途に、指定自治体は具体の内 容(事業主体や事業内容等)を明ら かにした上で、国土交通省と引き続 き協議すること。 | п |
| 札幌コンテンツ特 区 | 〈撮影許可手続きの一部委譲〉・撮影のための国有財産使用計らで実施(経由)し、札幌市員の憲を通過した案件を各省各庁の長が値ちに許可を行う。(礼候市長の審査組実報告から1日以内)・下記の基準見直により、一定規模以内の撮影については、札幌市長の審正を構造し、一大規模以内の撮影については、札幌市長の審直禁機は、ロケコーディネート会社(有償がド)などへの民間委託を可とする。 〈国有財産使用許可基準果度し〉撮影規模と財産管理上の影響を踏まえ、許可申請手続きの遺準を以下のとおりとする。 ①工作物無い人以下の撮影: 出時の事業系の場合といる場合は、日本の場合を指する。 ②工作物無い人以下の撮影: 相時の長いである。 ・利徳市長、届出があった旨を関係省庁の長・報告する。(事後報告可) ③工作物有又は31~70人以下の撮影: ・札幌市長へ許可申請書提出・札幌市長へ許可申請書提出・札幌市長の場に直に計算者といまと、場所・の長・報告する。 ②1、日本の長に計算者と、日本の場合に対した案件を関係省庁の長は直与に許可する。 ②1、日本の長・計算者と、日本の関係行政機関と協議を行い、合意された案件を管轄警察署長は直与に許可する。 | 【 撮影等映像制作に係 る規制緩和、許認可格 限の委譲およびワンス | 財務省国有財産調質 | 日有財産法 第5条、第18条 | D - | - | 国有財産の使用許可に関しては「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」において、使用許可ができる場合の基準や使用許可申請書、使用許可書の書式等が示されているが、それについて周知徹底するなどを内容とする事務連絡を発出する方向で、今後、札幌市と調整・検討を行うこととしたい。 | a | 国有財産の使用許可に係る基準等について周知徹底いただけますことを深く 感謝いたします。今後、周知に係る文案等の調整につきましてよろしくお願い いたします。また、国有財産の使用基準について各施設管理者と札幌市との 間に疑義が生じた場合には適切なるご対応をよろしくお願いいたします。 | D | 財務省が発出することとしている国有財産の使用に係る事務連絡の文案については、早期に財務省と指定さら体において試要でること。指定自治体が国内部省の使用に係る調整を全部監督理者と行う際は、財務省は必要に応じて協力すること。 | п |
| 札幌コンテンツ特区 | 〈撮影許可手続きの一部委譲〉 〈撮影的可手続きの一部委譲〉 〈撮影のための河川占用等許可申請において、各河川管理者が行う審査手続を札幌市長に委譲(経由)し、札幌市長の審査事務をあらり目以り、下記の基準見直により、一定規模以内の撮影については、札幌市長の審査業務は、ロケコーディネート会社(有償が)になる、人(可用台所等可基本見度し)機影規と財産管理上の影響を踏まえ、許可申請手続きの基準を以下のとおりとする。 (①工作物等の基本見度し)機能用と30以下の撮影: 届出・許可申請不要、無償 (3)工作物無しの以下の撮影: 札幌市長へ局出し、いたの撮影: 札幌市長、の届出・おりたりである。 (3)工作物有又は31への場影: 札幌市長、の届出・村・村・村・村・村・村・村・村・村・村・村・村・村・村・村・村・村・村・村 | イ 撮影等映像制作に係る規制緩和、許認可相関の季等をよびワンス | 、 水管理・国 土保全局水 政課・河川 環境課、北 海道局水政 | 可川法第23条・第24 ◆・第25条・第26条 | D - | - | 平成24年4月19日開催の実務者レベル打ち合わせにおいて札幌市が要望していた内容は、個別の占用許可申請に際して事前相談を行うだけでなく映画ロケに際して円滑な占用許可が得られるよう。許可が必要となる物件及び場合、撮影の実情に応じた許可申請の仕方、手様の効率化、河川の現在の状況の把握、連絡体制の整備等について一般的に河川管理者と協議し、河川占用に関する知見の事例を蓄積したいとのことであった。これについては、北海道開発局と札使市が、平素から提案内容の詳細について協議・調整するとともに、個別具体の占用協議等の事例を蓄積することで対応可能である。なお、上記協議・調整において確認されたい事項等があれば、本省においても必要に応じ、北海道開発局から相談を受けることも可能である。 | a | 4月19日の実務者レベル協議を踏まえ、現在、北海道開発局の担当部署と河 川占用に関する知見の事例蓄積や許可手続の迅速化に向けたの協議を開始 したところであり、今後、運用等の報目の合わせを行い、許可基準の文書化や事 級の迅速化などについて、今秋までに一定の結論を得たいと考えております。 なお、本協議、調整に係る確認事項等につきましては、貴省におかれましても 適切なるご対応をよろしくお願いいたします。 | D | 指定自治体は、撮影に係る河川占用等に係る 許可基準の文書化や手続の迅速化等につい て、今秋に一定の結論を得ることを目標に、北 海道開発局と個別長体的は議を行うこと。 国土交通省本省は必要に応じて協議に協力する こと。 | П |
| 札幌コンテンツ特 区 | 〈道路占用許可手続きの一部委譲〉 撮影のための道路占用許可申請において、札幌市長以外 の道路管理者が行き至手線(管轄)察署長との事前協議 含む。)を札幌市長に委譲(経由)し、札幌市長の審査を通い 査結果報告から1日以内) (479)※札幌市長の審査業務は、ロケコーディネート会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 ※11人以上の民間委託を可とする。 ※11人以上の民間委託を可とする。 ・札幌市長へ第古し、併せて、市内関係行 政機関長位職を行い、合意された案件を 各道路管理者は直ちに許可する。 | □ 撮影等映像制作に係る許認可権限の委譲およびワンストップ化 | 道路局路政課道路利用調整室3 3 | 性路法第32条及び第3 条 | D - | - | 平成24年4月18日開催の実務者レベル打ち合わせにおいて札幌市が要望していた内容は、個別の占用許可申請に際して事前相談を行うだけでなく、映画ロケに際して円滑な占用許可が得られるよう。許可が必要となる物件及び場合、撮影の実情に応じた許可申請の仕方等について一般的に選絡管理書を協議し、適路 内具を蓄積したいとのことであった。これについては、札幌市内の直轄国道を管理する北海道開発局と平素から協議・調整して、ノウハウを蓄積することで対応可能である。また、遺路管理者との間で支書化するなどにより、占用許可申請に係るノウハウを札幌市と映像作成会社との間で共有できるようにすることも可能である。なお、提案事項名に記載の「撮影に係る道路占用許可権限の一部移譲」については対応できないが、自治体側も要望していないと認識している。 | а | 4月18日の実務者レベル協議を踏まえ、現在、北海道開発局の担当部署と道路占用に関する知見の事例蓄積や許可手続の迅速化に向けたの協議を開始したところであり、今後、運用等の摺り合わせを行い、許可基準の文書化や手級の迅速化とだこのいて、今秋までに一定の時齢を得たした考えております。なお、本協議・調整に係る確認事項等につきましては、貴省におかれましても適切なるご分かをよろしくお願いいたします。また、「撮影に係る道路占用許可権関の一部移譲」については、上記の協議が調えば不要と考えております。 | D | 指定自治体は、撮影に係る道路占用に係る許可基準の文書化や手続の迅速化等について、今秋に一定の結論を得ることを目標に、北海道開発局と個別具体的な協議を行うこと。国土交通省本省は必要に応じて協議に協力すること。 | П |
| 札幌コンテンツ特区 | <国立・国定公園使用許可窓口の一元化> 機影のための国立・国定公園の使用許可申請又は届出に 切いて礼候市が相談を受け、環境大臣若しくは都道府県知 事に直ちに引き継く。 | 撮影等映像制作に係る許認可手続きのワンストップ化② ◆自然公園法関係(撮影に係る国立公園・国定公園使用許可等の窓口一元化(支笏洞爺国立公園の一部が札幌市内に位 | 環境省自然環境局国立 自 | 自然公園法 | ①D - | - | ○弊害が生じている事例があるとされているが、示されている事例は国立・国定公園区域外であるなど、具体的な内容が不明瞭。 ○許ずの法提案者である礼徒市等が北海道地方環境事務所と、自然公園法の取扱いについて、北海道管内において困っているとされている具体的事例等を相談していただきたい。 ○その上で、自然公園法の制度上の問題点があるのであれば、本省においても相談をお受けする。 | | 4月19日の実務者レベル協議を踏まえ、今後、地元の映像関係者とともに北海 道地力環境事務所と自然公園法の取扱いや使用許可基準に関する知見の蓄 積、許可手続の迅速化に向けた協議を進め、今秋までに一定の結論を得たい と考えております。なお、本協議において制度上の疑義が生じた場合には貴 省にご協議させていただきたいのでよろしくお願いいたします。 | ①D ②E | 指定自治体は、撮影に係る自然公園の使用に係る許可手続 きの迅速に帯について、中秋に一定の指線を得ることを目標 に、北海道地方環境率指形式に関係体的な協議を行うこと。 環境条本省は必要に応じて協議に協力すること。 | п |

| | | | 自治体記載欄 | | | | | | | |
|-----------------------|----------|---|---|--|-----|--|--|--|--|--|
| 総合特区名 | 整理 番号 | カ)「国と地方の協議」終了後の進捗状況 | キ)各省庁との協議状況 | ク)協議の終了時期 | ※備考 | | | | | |
| 関西イノベーション国際戦略総合 特区 | 762 | 当該事業については、7月末にて事業主体者の募集を終了しており、関係事業者にて、事業の具体内容を決めるための協議を8月より開始している。 | 大阪市より、「検討中の事業内容では、未利用エネルギーである下水(汚水)の熱利用に加えて、小型パイオマス発電といった、新たな技術開発も想定している。」と提案したところ、経済産業省より「システム全体としての処理手法としては、公共下水への再放流や固平成2 という。 形化処理など、様々な可能性が考えられることから、今回の提案と都市再生特措法のスキームとの整合性等については、継続した協議をお願いしたい。」との提案があった。 | 25年3月頃 | | | | | | |
| 札幌コンテンツ特区 | 475 | 国有財産の使用許可について、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について、周知徹底するなどを内容とする事務連絡を発出するための文案を、今後本市で作成する。 | る場合 てJの する事 | は財産を使用又は収益させ 合の取扱いの基準につい 周知館底するなどを内容と 事務連絡を発出し、その効 権認できた時点 | | | | | | |
| 札幌コンテンツ特区 | 476 | 河川占用について、北海道開発局の担当部署と知見の事例蓄積や許可手続の迅速化に向けての協議を実施した。 | 北海道開発局の担当部署と河川占用に関する知見の事例蓄積や許可手続の迅速化に向 け、本件に関する担当窓口の共有、担当窓口ののピアリング、リエゾンオフィサー育成に向 援影にたカリキュラムの作成、顕飾、出先機関等へのリエゾンオフィサー制度説明会の実施等 についての協力の依頼を行い、了承を得たところ。 | 道開発局の担当部署と映像 に係る河川占用に関する許 読の迅速化が図られた時点 | | | | | | |
| 札幌コンテンツ特 区 | 479 | 道路占用について、北海道開発局の担当部署と知見の事例蓄積や許可手続の迅速化に向けての協議を実施した。 | 北海道開発局の担当部署と道路占用に関する知見の事例蓄積や許可手続の迅速化に向 北海道 け、本件に関する担当窓口の共有、担当窓口へのヒアリング、リエゾンオフィサー育成に向 撮影にけたカリキュラムの作成・講師、出先機関等へのリエゾンオフィサー制度説明会の実施等についての協力の依頼を行い、了承を得たところ。 | こ係る道路占用に関する許 | | | | | | |
| 札幌コンテンツ特区 | 484 | 自然公園使用について、北海道地方環境事務所の担当部署と知見の事例蓄積や許可手 続の迅速化に向けての協議を実施した。 | 北海道地方環境事務所の担当部署と自然公園使用に関する知見の事例蓄積や許可手続 北海道の迅速化に向け、本件に関する担当窓口の共有、担当窓口へのヒアリング、リエゾンオフィ 部署とサー育成に向けたカリュラムの作成・議師、出先機関等へのリエゾンオフィサー制度説 関金の実施等についての協力の依頼を行い、了承を得たところ。 | 道地方環境事務所の担当 と映像撮影に係る自然公園 に関する許可手続の迅速化 図られた時点 | | | | | | |

| | | | | | | (A-1: | 指定自治体 | の提案ど | 【最終】担当省庁の見解 おり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討) | (| 【最終】指定自治体の回答 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他) | 省庁の | 内閣府(事務局) | 内閣府 |
|--|-----|--|---|---|--|-------|--|------------|--|----|--|------|---|-----|
| 総合特区名 | 番号 | 提案事項の具体的内容 | 提案事項名 | 担当省庁担当課 | 根拠法令 | 対応 | 実施時期 | スケ ジュール | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など | 対応 | 理由等 | 最新見解 | 再整理(コメント欄) | 再整理 |
| 次世代自動車・スマートエネルギー特区 | | 天然ガス充填施設の保守点検等の要件を、施設規模や取 扱量に応じて柔軟に緩和するとともに、必要な保守点検等の 方法についても安全性を十分に考慮した上で、より簡易で安 価な方法への見直しを提案する。 | | 経済産業省 原子力安院 全・保安課 | 一般高圧ガス保安規則 第82条第2項 | В | 指体が民等保規にれ国 定の終間に安格提次で開 自検了団よ検が出第検始 | 1 | エコステーション(天然ガス充塡施腔)に係る保安検査基準は、現在は保安検査の方法を定める告示(平成17年3月30日経済産業省告示第84号)において、高圧ガス保安協会規格を指定している。従って、自治体から高圧ガス保安協会等の公的な性格を持つ民間機関に対してより簡易で受価な保安検査方法を提案していただき、当該民間機関により策定された保安検査規格を当省に設置している部任力ス部会保安検査規格審査小委員会において審査し、適正であると認められた場合には、保安検査の方法として告示で定めることで、本提案は実現可能である。なお、自治体より、「CNGスタンド自主点検緩和項目検討会」を設置し、安全で簡易な保守点検方法等を平成25年度に高圧ガス部会保安検査規格審査小委員会へ提案するとの回答が示されたが、基準の作成に当たっては、現在の民間基準を作成した高圧ガスを保安協会にも良く御相談いだといた。この主会性についての十分な季節が求めされることを削損に、対学的に説得力がある検討を行っていただきたい。また、保安検査規格審査小委員会に付議するための要件等を定めた「総合資源エネルギー調査会高圧ガス部会保安検査規格審査小委員会の運営について」(平成16年11月16日制定)を良く参照いただきたい。 | a | 地域において、提案の実現に向けて必要な検討を進めていくので、適宜相談 等に対応いただきたい。 | В | 経済産業省より取組実現に向けて検討の方向性が示され、 自治体も問意したことから協議参す。自治体は取組の実現に 向けて天然力ス実施設において、少問島で受価を保安技 者方法を指案すること、但し、実施化に取組が実現できない ことが年明した場合は、経済産業省と改めて協議を行うことと する。 | I |
| 柏の薬キャンパス 「公民学連携によ 合自律した都市経 営」特区 | 127 | ① 適所リハビリテーション事業所(介護予防含む)について、病院、診療所又は介護老人保健施設でなくとも診療所等の医療機関との連携を以て事業実施で可能とする。 ② 訪問リハビリテーション事業所(介護予助金む)について、病院、診療所又は介護老人保健施設でなくとも診療所等の医療機関との連携を以て事業実施を可能とする。 ③ 前科等生士のみの事業所からの訪問口腔ケアで介護報酬の算定を可能とする。 ④ 高齢者(健常高齢者、虚弱高齢者、要支援・要介護高齢者)を対象の中心とする、リハビリ、口腔ケア及び栄養ケアといた疾病予防・危障不助・仕友を包括的に接快する訪問、シニケスを以前が一定機等が一般等が一般等である。 「会議の場所を関係している。」というない。「会議の場所を活動した。」というない。「会議の場所を活動した。」というない。「会議の場所を活動した。」というない。「会議の場所を活動した。」というない。「会議の場所を活動した。」というない。「会議の場所を活動した。」というない。「会議の場所の場所を活動した。」というない。「会議の場所を活動した。」というない。「会議の場所を活動した。」というない。「会議の場所を活動した。」というない。「会議の場所を活動した。」というない。「会議の場所を活動した。」というない。「会議の場所を活動した。「会議の場所を活動した。」というない。「会議の表情の表情の表情の表情の表情の表情の表情の表情の表情の表情の表情の表情の表情の | ソハレソナーション学来 | を健原を入 保健課 医政局総務 | 介護保険法第8条第7規 項第12条第5規 開第12条第5規 開第12条第6 第6 第6 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 | В | 平成24年度中 | | ①通所リハビリテーション事業所については、状態像の異なる利用者に安全にリハビリテーションを提供する観点から、医療提供施設に限定しているところ。そのため、医療提供施設以外でサービスを提供するには、サービスの質や安全性の担保のための方策について、会後、自治体と意見交換して検討をすすめている必要がある。具体的には、24時間対応可能な外部の医療機関との連携や、事業所に非常動の医師を配置する等の要件を課すことを検討中。(省令改正が必要) ②訪問リハビリテーション事業所については、状態像の異なる利用者に安全にリハビリテーションを提供する視点から、医療提供施設以でサービスを提供するには、サービスの質や安全性の担保のための方策について、今後、自治体と意見交換して検討をすすめていべ必要がある。具体的には、24時間対応可能な外部の医療機関との連携や、事業所に非常勤の医師を配置する等の要件を課すことを検討中。(省令改正が必要) ③商科衛生士の居宅療養管理指導については、状態像の異なる利用者に安全に回腔ケアを提供する観点から、歯科医師と同一の医療機関の商科衛生士の提供に限定しているところ。そのため、歯科衛生士のみの事業所においても外部の医療機関との連携により、サービスの質や安全性の担保が可能か、今後、自治体と意見交換して検討をすすめていく。(解釈通知の改正が必要) ④①から③が可能となれば、必要な財源が確保されるため、対応の必要はない。 | a | サービスの質や安全性の担保のための方策について引き続き協議していきたい。 | В | | П |
| 京都市地域活性 化総合特区 | 869 | 文化財の観光やMICEでの活用について、文化財保護法に 基づ、権限を文化庁から地方へ移譲することによる手続きの 開業化・迅速化など。 | 文化財を創造的に活 用するための文化財保 課法に基づ之手練の簡 業化・迅速化など | 文化庁文化財部記念物課 | 文化財保護法 | D, F | - | - | ① 国指定史跡等の保存活用については、文化財保護法施行令第5条第4項第1号スの規定により、都道府県又は市の教育委員会の「管理のための計画」によって、史跡等の指定に係る地域のうち指定区域において、それぞれの教育委員会の申出により、現状変更等の権限委譲が可能となっており、基本的に当該制度を活用されたい。 ② 文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヌの規定により、「管理のための計画」を定めた場合の権限委譲先を京都府とすることについては、放令改正に向けて検討します。 ③ 「管理のための計画」に記載するべき事項は、整備活用も含めた総合的な文化財の保存活用に関する計画(保存管理計画)の記載事項のうち必要最低限の簡素化されたものであり、最低限次の事項を記載いただきたい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 保存管理計画の記載事項のうち必要最低限の事項を記載する「管理のための計画」のみの策定による権限移譲によって、一定の迅速化等が期待できるものと考えます。その一方で、多くの文化財が集積する京都において、文化財ごとに策定する必要のある「管理のための計画」策定による権限移譲によって、文化財を適切に保護しつつ積極的に活用するための手続きの迅速化・簡素化という課題が本当に解決されるか、十分な検討を行って参ります。 | D, F | 自治体の変望のうち現状変更等の権限移績は実現可能となったため協議を下。自治体は取組の実現に向けて権限移 譲い必要な「管理のための計画」の作成を実践すること。ただ 以来技能に登録が実践でされて出稿に「一般である。 部本学者とは文化がと改なて協議を行う程制をある。 部本学者とは文化がと改なて協議を行う程制をある。 となるとについて、設合を正といて、設合を正といて、 とすることについて、設合を正といことの音位制を とすることについ、設合を正といことの音位制を と方もに協議すったが、最終をある。 とから協議等、ただし、機計なこいでは音位制を を行い、仮に自治体の設備がが実現できない恐れがあるな と、自然体が無望する場合は文部科学者と改めて協議を行 うこととする。 | I |
| あわじ環境未来 島特区 | 843 | 土地に自立して設置される太陽光発電設備については、JIS C8955の適合要件を緩和する。 | 太陽光発電施設設置 に保る架台設置に関す るJIS適合要件の緩和 | 原子力·安 全保安安 電力安全 課·経済産 業省環境生 | 電気設備に関する技術 基準を定める省令第4条 電気設備の技術基準の 解釈第46条 日本工業規格 JIS C 8955(2004)「太陽電池 アレイ用支持物設計標 準」 | В | - | - | 本提案については、JIS C 8955(2004)によらずとも、電気設備に関する技術基準を定める省令第4条及び電気設備の技術基準の解釈の基準を満たしていれば架台の設置は可能であるが、実務者協議の議論の申で、JIS C 8955(2004)によらずして別途電気事業法の技術基準に適合することを証明することはコストがかかるため、電気事業法において引用しているJISを改正してほしいという要望であることが判明した。 JISIは、鉱工業品の種類、型式等を全国的に統一するために制定している全国共通の規格であり、特定の地域に限定して定められるものではないため、総合特区における規制緩和に個別に対応する性格のものではないため、総合特区における規制緩和に個別に対応する性格のものではない。しかしなが、最近の太陽光発電をがく技術や環境の変化を踏まえ、JIS C8955の改正について検討を進めていることから、具体的改正要望をデータとともにお示しいただきたい。提出された提案内容を確認のうえ、JISの改正委員会に資料として提出し、学識者を含む利害関係者の検討に委ね、改正案を検討することとしたい。 また、今後、当該JIS規格の改正が行われた場合には、改正後の規格が上記省令で定める技術基準を満たすものであるかについて、検討を行う予定。 | a | 現状、定量的なデータ集積には至っていないことから、現時点で具体的な数値を示すことはできないが、数値の提示に必要な検証作業を進めていきたいと考えている。 | В | | I |

| | | | 自治体記載欄 | | | | | |
|--|----------|--|---|---|-----|--|--|--|
| 総合特区名 | 整理 番号 | カ)「国と地方の協議」終了後の進捗状況 | キ)各省庁との協議状況 | ク)協議の終了時期 | ※備考 | | | |
| 次世代自動車・スマートエネルギー 特区 | 341 | 天然ガス供給事業者、スタンド経営者、自社スタンド使用者、自治体からなる「CNGスタンド自主点検項目検討会」を開催し、事前にそれぞれが調べた実施項目、回数、内容といった実施実態、業者への過払いや規定外の実施項目の有無などについて情報を共有し、課題を確認したところである。 今後は、実態と課題に基づいて検討を重ねる予定である。 | 安全で簡易な保守点検方法等について、地域で検討して提案する。 | 未定 | | | | |
| 柏の葉キャンパス 「公民学連携によ る自律した都市組 営」特区 | 107 | 医療提供機関以外でサービス提供を行うにあたってのサービスの質や安全性の担保について以下の具体的な要件について、市内関係団体と引き続き協議中。 ・緊急時に24時間対応可能な外部の医療機関との連携の方法 ・安全性の確保や、事業効率性を含めた人員基準 ・指示を出す医師とリハビリテーション事業所における介護報酬の取り扱い | 左記の事項について、市内関係者との調整が済み次第、国と意見交換して検討を進めたい。 | 平成25年3月 | | | | |
| 京都市地域活性化総合特区 | 869 | 当面、市所有の史跡について「管理のための計画」を策定し、これを踏まえ、多くの文化 財が集積する京都において、文化財ごとに策定する必要のある「管理のための計画」策定 による権限移譲によって、文化財で通りに保護しつつ積極的に活用するための手続きの 迅速化・簡素化という課題が本当に解決されるか、十分な検討を行うこととしている。 | | 管理のための計画策定の状況 によるため協議終了時期を明記 することはできないが、平成24年 度中に協議を終了できるように 努める。 | | | | |
| あわじ環境未来 島特区 | 843 | 定量的なデータ集積に必要な検証作業について、引き続き検討を行っているところである。 | _ | - | | | | |